

最低制限価格を算定する際の端数の取扱いについて

令和6年3月25日
七尾市総務部監理課

当市が発注する工事及び業務委託の入札時に設定する最低制限価格について、算定する際の端数の取扱いを、以下のとおりとしますのでご注意願います。

1. 端数の取扱い方法

- (1) 下の表の①から④の合算額（千円未満の端数がある場合は切り捨て）に消費税を加算した額を最低制限価格とする。
- (2) ①から④の各項目の算出の時点で、一元未満の端数がある場合は切り捨てる。
- (3) ⑤の下限値又は上限値を使用する場合は、千円未満の端数の切り捨ては行わない。
- (4) 複数の内容が含まれる業務については、区分ごとの算定結果（それぞれ端数処理）の合算額に消費税を加算した額を最低制限価格とする。

区分	①	②	③	④	⑤
土木工事	直接工事費×0.97	共通仮設費×0.9	現場管理費×0.9	一般管理費等 ×0.68	予定価格の 75%～92%
建築工事、 設備工事	(直接工事費×0.9) ×0.97	共通仮設費×0.9	(現場管理費+直接 工事費×0.1)×0.9	一般管理費等 ×0.68	予定価格の 75%～92%
建設コンサル タント業務	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理費等 ×0.5	予定価格の 60%～81%
建築(設備)設 計業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費×0.6	諸経費×0.6	予定価格の 60%～81%
補償コンサル タント業務	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理費等 ×0.5	予定価格の 60%～81%
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費×0.5	—	予定価格の 60%～82%
地質調査業 務	直接調査費	間接調査費×0.9	解析等調査業務費 ×0.8	諸経費×0.5	予定価格の 2/3～85%
その他の業 務	予定価格×0.6	—	—	—	予定価格の 60%～81%

2. 適用日

令和6年4月1日以降に入札公告又は指名競争入札通知を行う工事及び業務委託から適用する。